

社会福祉法人叶福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人叶福社会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 社会福祉法人叶福社会定款 第23条の役員の報酬は、各年度の総額が理事にあつては50万円、監事にあつては30万円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

理事会出席報酬 (日額)	理事長	7,000円
	理事・監事	5,000円
実費弁償費 (日額)		2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

評議員会出席報酬 (日額)	理事長	7,000円
	理事・監事	5,000円
	評議員	5,000円
実費弁償費 (日額)		2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、第4条の報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、第4条の報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第4条の報酬を支払うことができる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払う。ただし、複数にわたり法人の業務をおこなった場合は、当月末日締め、末日払いとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人叶福祉会 職員旅費支給規程により支給することができる。

(支給の形態)

第8条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項を細則で定める場合には、理事長が評議員会の承認を得て、行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年3月25日より適用する。